



# 役員候補者選挙

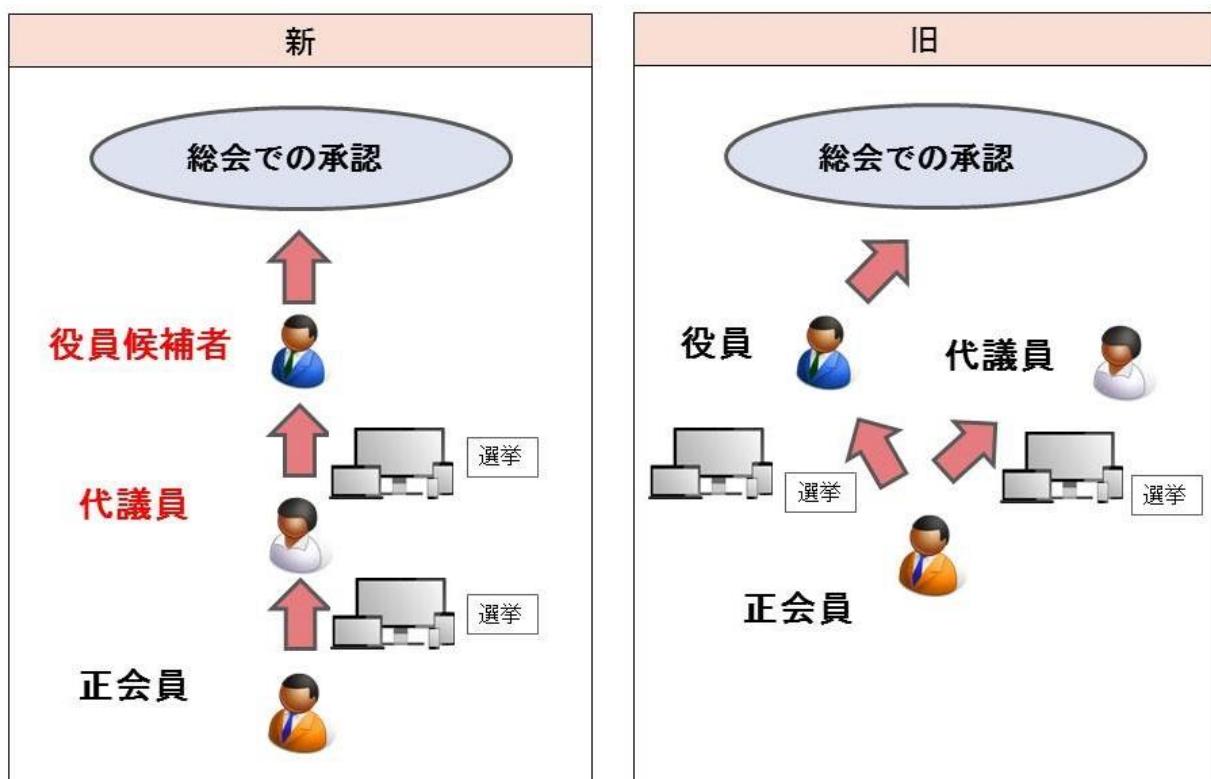
## ＜選挙制度の変更点＞

○「選挙人（投票できる人）」が代議員になります。

変更前：「正会員による参考投票」



変更後：「代議員による役員候補者選出投票」



○選挙運動は、協会が用意した枠内でのみ許可するものとし、それ以外の選挙運動は認められません。選挙運動違反を確認した場合、立候補届が受理されない場合がございますのでご注意ください。詳細は協会ホームページ（役員候補者選挙）に掲載しておりますので、ご確認ください。

**「代議員による投票」へ変更となったため、会員権利の中で、代議員の選出が重要となってきます。**  
**次年度（平成29年度）は、代議員選挙が実施されます。**  
**協会事業を進める役員候補者を選出するための代議員を選出する選挙となります。会員1人1人が協会運営を決めていく意識を持ち選挙に でください。**